

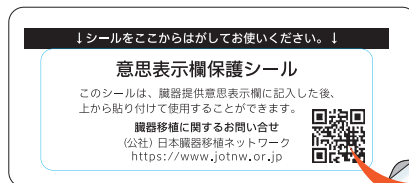
70～74歳の方が医療機関等を受診されるとき

医療機関を受診するときは、「保険証」と「高齢受給者証」を一緒に窓口で提示してください。それにより、窓口で支払う一部負担金の割合が高齢受給者証に記載された割合になります。（高齢受給者証を提示しない場合は3割負担になります。）

臓器提供意思表示欄があります（裏面）

記入は、被保険者ご本人の判断によるものであり、強制ではありません。

ご記入された場合は、同封の「意思表示保護シール」をご活用ください。



連絡先：建設連合国民健康保険組合 03-3504-1241 **見本**

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

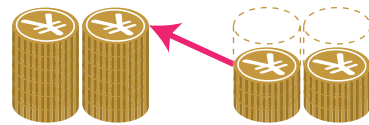
性別: _____ 年齢: _____ 年 月 日

本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

ジェネリック医薬品希望シールをご利用ください

ジェネリック医薬品はお財布にやさしい薬です。新薬の特許が切れた後に作られ、開発費が少なくすむ分、価格が安く設定されています。また、国の厳しい基準や規制を守って製造されているため、安心して使えます。

同じ成分・同じ効き目で医療費をグッと抑えられる可能性があります



まずはかかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。



マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました

オンライン資格確認システムの本格運用が開始され、医療機関等でマイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、あらかじめ国が運営するマイナポータルから保険証利用の申込が必要です。

※これまでどおり、保険証を提示して受診することもできます。引き続き保険証は大切に取り扱いください。また、保険証の発行は継続して行います。

※カードリーダーが導入されていない医療機関等では、マイナンバーカードを利用できません。マイナンバーカードの保険証利用について、詳細は以下の厚生労働省ホームページにより確認できます。

厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



保険料は
期日までに
納めましょう

保険料は国の補助金と合わせて、組合員とその家族が病気やけがをしたときの医療費をはじめ、その他の給付金の支払いに当てるための大切な財源です。

保険料は、必ず決められた期日までに所属の支部に納めてください。なお、保険料を滞納された場合、組規約により脱退していただきます。

みなさまの保険料が建設連合国保を支えています。

